

平成 30 年 6 月 20 日現在

機関番号：14403  
研究種目：基盤研究(B) (一般)  
研究期間：2014～2017  
課題番号：26282205  
研究課題名(和文) イギリスにおけるSafeguarding in School の学際的研究

研究課題名(英文) Safeguarding in Schools in England

## 研究代表者

岡本 正子 (OKAMOTO, MASAKO)

大阪教育大学・学校危機メンタルサポートセンター・研究員

研究者番号：50379319

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,400,000円

研究成果の概要(和文)：イギリスの学校では“Safeguarding in School”の理念のもと、国の定めたガイドラインに沿って子ども虐待防止活動を行っている事を2011～2013年の研究において把握した。本研究では、その理念と、理念のもとで展開されている教育活動、教育行政、機関連携の実際の解明を目的に、イギリスへの現地調査(レスター、ランカシャー、サッセクス等)と資料収集を行った。また第22回日本子ども虐待防止学会の国際シンポジウムにおいて、「チームとしての学校」構想の中で学校の虐待対応体制の整備の方向性として、イギリスの「Designated Safeguarding Lead」制度の有用性を紹介した。

研究成果の概要(英文)：From 2011 through 2013, the researchers undertook a study of “Safeguarding in School” with the purpose to understand the guidelines set out by the government for the elimination of abuse in England’s schools. In order to elucidate the Safeguarding concept, a field survey and collection of materials was carried out for the purpose of uncovering the educational activities, education policy, and institutional collaboration which were built on that concept. An international symposium was held at the 22nd Annual Japanese Society for Prevention of Child Abuse and Neglect. Within the framework of “the school as a team” the effectiveness of the “Designated Safeguarding Lead” system was introduced as part of as a proposed direction for the development of an anti-abuse system in schools

研究分野：児童精神医学

キーワード：教育的環境 safeguarding 子ども虐待 イギリス 学校 DSL制度 児童心理治療施設付設学校

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 子ども虐待やいじめ等の問題は、子どもが安全に安心して育つために総合的に取り組むべき喫緊の問題で、国内外において複数の分野の視点からの調査研究が進捗してきた。

このうち子ども虐待問題は、子ども家庭福祉や医療、保健、司法分野において多くの研究が行われ、成果が蓄積されてきたが、教育分野における研究は少ない状況であった。子ども虐待問題に対する日本の教育分野における動向は、文部科学省による調査(2006)や、玉井(2004、2012)、才村ら(2006)による調査研究等が行われ、文科省による通達、虐待対応の手引きや研修教材の提供等が行われてきた。

一方、本研究の対象であるイギリスにおいては、国の施策としてはすべての子どもを対象とした“Safeguarding Children”が展開され、学校においても“Safeguarding in School”が目指されていた。

(2) 研究代表者らは、2011~13年度科学研究「『子ども虐待防止』の実践力を育成する教員養成のあり方(課題番号23330225)」において、学校における子ども虐待対応の実態調査(対象は大阪・北海道の小・中学校教員)、教員養成教育における虐待関連教育の調査、欧米における子ども虐待に関する学校や教員への取り組みについての調査を行った。

学校調査からは、都市部と地方により教員の虐待対応経験に差があり、教員は虐待に遭遇する経験により対応力を身につけている現状等が把握された。これらの結果の分析から、学校における子ども虐待防止力を促進するためには、体制整備と同時に、教員養成教育や現職教員への効果的な研修の必要性が明らかになった。また虐待を受けた子どものケアや支援に関しては、学校や教員の役割の整理や支援の在り方を模索している実態が明らかになった。

欧米の調査からは、イギリスでは「child protection」は「Safeguarding」という概念に含まれ、学校は国の定めたガイドラインに沿って子ども虐待防止に取り組んでいる状況が把握された。またスウェーデンでは、すべての子どもを対象としたSET(Social Emotional Training)を学校活動(授業)の中に位置づけている状況等も把握された。

この間、日本の学校現場では、暴力やいじめ、不登校や自傷・自殺などの、生徒指導や精神保健上の問題等が大きな課題となっていた。それらへの取り組みは、個々の事象への対応が多くみられたが、教員が‘気になる子ども’の背景には複数の問題が関与しており、包括的な視点を持った対応が必要となる状況があった。それらを踏まえた時に、学校における子ども虐待問題の取り上げ方は、虐待対応(発見・通告・機関連携)に関して

は虐待に特化した対応が必要であるが、子どものケアに関しては、いじめや災害等も含む逆境的体験として包括的に対応すべきで、子どもの安全・安心を広くとらえる教育活動の必要性を認識するに至った。

## 2. 研究の目的

子ども虐待やいじめ問題などの逆境体験で多大なトラウマを受けた子どもへの対応、ケアと育ちの保障に関して、子どもが安心して育つ学校を創るための基礎的研究として、イギリスにおける“Safeguarding in School”の理念と、その理念のもとで展開される対応体制や教育活動、教員研修、それを支える教育行政、機関連携(児童福祉・医療・保健・警察等)の具体的な機能と様態を解明し、日本の学校において“Safeguarding”を実現するための手がかりを提示する。

## 3. 研究の方法

### (1) イギリスにおける調査研究

“Safeguarding in School”に関する教育史的観点からの解明のため、イギリス教育史研究者への聞き取り調査及び資料収集を行う。“Safeguarding in School”の具体的な実践の解明のため、教育実践を展開しているレスターシャー、イギリスでも最貧困地域を抱えるランカシャー、標準的地域であるオックスフォードシャーなどでの現地聞き取り調査及び資料収集を行う。特別な治療ニーズがあると判断され入校する治療教育施設における“Safeguarding in School”の展開状況について、施設を訪問し聞き取り調査を行う。

### (2) 国内における調査研究

被虐待児教育における現状と課題を把握するために、複数の児童心理治療施設への訪問調査を行う。イギリスの子ども虐待防止活動に関する研究者への聞き取りと資料収集を行う

### (3) 国際セミナー開催

イギリスで“Safeguarding in School”を実践している教育関係者を招聘して日本の教育関係者との合同セミナーを行い、その理念と施策、学校での実践に関して比較検討する。

## 4. 研究成果

### (1) Safeguarding の定義

Safeguarding と子どもの福祉の促進は、「不適切な養育(虐待)から子どもを守ること、子どもの健康や発達における障害を予防すること、安全で有効なケアが行き届いた環境で子どもが育つようにすること」と定義される。

Child Protectionとは、Safeguarding と子どもの福祉の促進の重要な一分野として位置づけられており、虐待を受けている・或は虐待を受けている可能性のある子どもを保護する責任を負う行動のことをさす。

効果的なChild Protection(子ども保護)

は、子どもの安全を守り福祉を促進する広範囲な活動の中の、より本質的（基本的）な部分と位置づけ、すべての機関や個人が積極的に取り組む必要がある。

## （2）学校における Safeguarding

### Keeping Children Safe in Education

学校における Safeguarding は国のガイドライン（Keeping Children Safe in Education）において定められており、その構成は、パート1：すべてのスタッフが知るべき Safeguarding に関する情報、パート2：Safeguarding に関するマネジメント、パート3：安全な（教職員）採用、パート4：教員や職員に対する虐待の申し立ての4部構成となっている。

そのうちパート2の項目について直近の2018年版から見ると、「ポリシーと手続き、Designated Safeguarding Lead(以下 DSL)、他機関協働、情報の共有、職員養成、Safeguarding について子どもに教える機会、Ofsted による監査、安全な職員採用、教職員やボランティアに対する申し立て、子ども間の虐待、子どもの意向、全寮制学校・residential special school・children's home(子どもの家)、Looked After Children、Looked After Children の教育促進を担う教員、ソーシャルケアの対象ではなくなった子ども、特別支援教育の対象の子ども」となっており、日本で対応体制や教育・研修を考える際に参考になる項目が並んでいる。

また、Safeguarding の内容は多岐にわたるが、Keeping Children Safe in Education 2018 に特別な問題として記載されているのは、子ども虐待、Bullying(ネットいじめを含む)、DV、性的搾取、薬物乱用、欠席している子ども、居所不明児、メンタルヘルス等、日本でも問題となっていることが挙げられている。加えて、強制結婚、女性性器切断、過激思考の予防、私的な里親養育など、現在のイギリスの状況が反映されている問題が挙げられている。2014年版、2015年版からの変化を見ると、その時の社会状況との関連等で重要な問題となっていることが取り上げられている。

### Safeguarding の実践（DSL の役割と活動）

学校で Safeguarding を担う中心は DSL である。DSL の活動と役割について、Simon Genders 氏の講演（日本子ども虐待防止学会第22回学術集会国際シンポジウム）から以下に抜粋する（岡本・中山、2017）。

・学校は子ども保護と職員の行動についての行動指針を定めなければならない。

・各学校において Safeguarding を担う DSL は管理職の教員から任命され、2年ごとに研修を受けて知識を更新しなければならない。また地方自治体のソーシャルワーカー（以下 SW）や他機関（警察、保健など）と協働し、子どもの安全を確保しなければならない。

・学校のすべてのスタッフやボランティアは、

着任時に Safeguarding に関する訓練をうけなければならない。また子どもについての懸念事項に気づき、DSL に報告しなければならない。

・教職員から報告を受けた DSL は、安全が脅かされている懸念が大きいと判断した場合は、地域の社会福祉部局（ソーシャルサービス）のデスクに通告し、通告後は警察や医療機関などの地域の諸機関と協働して対応する。また通告後に子どもが保護プランの対象になった時は子ども保護会議が開かれ、DSL はその会議にも出席し、学校と地域を結ぶパイプ役を果たしている。

以上のような、Safeguarding に係る学校の取組状況については、Ofsted による調査と評価が行われており、各学校は、Safeguarding 以外の調査内容の結果も合わせて、ホームページ上で公表している。

## （3）視察した学校における DSL の活動

2014～2017年度に訪問した学校は、Primary School 4校（レスターシャー、ランカシャー、ダービシャー）、secondary School が1校（イーストサセックス・ブライトン）、residential special school 2校、特別支援学校1校である。

訪問した Primary School では、4校とも校長が DSL を兼ねており、Safeguarding に関する学校のポリシーや取り組みの実際（建物構造、情報管理、DSL の活動等）に関する聞き取りを行った。これらの4校がある地域の状況には違いがあり、DSL としての虐待対応経験には多寡があった。その際、対応した経験があるのは、ネグレクト、身体的虐待、配偶者間暴力（DV）が挙げられた。

ランカシャーの或る小学校視察時には、校長が保護者の同意を得た上で、校長が主導する子ども家族支援会議（対象は DV 事案）に参加し、DSL としての活動の一端を観察した。またレスター州の小学校では、PSHE の授業見学と教員への聞き取りを行った。

ブライトンでは、ブライトン全体の学校の Safeguarding に関する責任者（訪問前月まで訪問した secondary School の DSL）に聞き取りを行った。訪問した secondary School は多様な生徒が在籍する学校で、1600人の生徒に対して DSL 1人と副 DSL 2人などの Safeguarding に関わるチームがあり、その中に Looked after children 担当の Designated teacher と常勤の SW（学校が独自に雇用）が配置されていた。そこでは DSL とクラス担任、DSL と SW 間で会議が定期的に持たれていた。また、クラス担任から DSL への日常的な情報の集約方法として、ネットワークを用いたシステムを試行していた。

Mulberry Bush School、The Caldecott Foundation は日本の児童心理治療施設と同様な機能を備えており、その Safeguarding の担当者は治療生活部門と教育部門全体の担当者であった。Safeguarding に関する研修

内容には、地方当局が作成した全職種を対象としたものがあり、加えて Mulberry Bush School における視察時の Safeguarding のテーマは性的問題行動であった。

また Mulberry Bush School における、学校のクラス編成は、入校（入所）すぐで落ち着かない子どものクラス・大分落ち着いて学業に取り組めるようになった子どものクラス・退所まじかで地域の学校への転校を控えた子どものクラスの 3 段階に分かれており、どの段階のクラスに所属するかは、教員と治療部門の担当者の話し合いで決めていた。この点は、日本の学校における工夫を考える際に示唆に富むとの印象を持った。

The Caldecott Foundation は中学・高校年齢の子どもが多く、授業は教科のみならず就労に繋がる授業（理容・木工等）も組まれていた。

Woodeaton Manor School は、自閉スペクトラム症の子どもが多く通学している学校で、校長の DSL からは Safeguarding に係る学校のポリシーや取り組みについて、また別の DSL からは校内の教職員へ研修について聞き取りを行った。この学校では、Educational Psychologist と CAMS（子どもの精神保健部門）所属の SW が非常勤として週 2～3 日勤務しており、常に DSL と相談しながら Safeguarding に関する対応を行っていた。

以上、視察した各学校は、Safeguarding のポリシーを具現化している学校であった。その際、各学校や施設における Safeguarding のテーマは、その学校や施設の状態によって主なテーマが決められていた。

#### （４）DSL 研修

DSL に対する研修に関して、レスター州庁の Safeguarding Development Officer と、イーストサセックス州庁の担当部署（Standards and Learning Effectiveness Service）の責任者に研修体制や研修内容に関する聞き取りを行った。またレスター州では DSL 対象の研修にも参加し情報を収集した。

Working together to safeguard Children では多職種研修の必要性が述べられているが、今回の調査で収集した資料は、教育関係者のみを対象として実施されている研修の情報である。しかし、DSL を対象とした研修が法的枠組みの中で保障され継続的に行われているという事は、DSL の専門性を高め、校内における Safeguarding の取り組みや、他機関や地域との連携において実効性を伴った活動を行うための重要なポイントであることが、下記のレスター州の SW への聞き取りからも確認された。

#### （５）他機関との連携（協働）

学校と他機関との連携

2017 年のレスター州・イーストサセックス州の調査で、他機関連携の実際を視察した。レスター州では、警察を訪問し、警察内に

ある Safeguarding Hub の活動の実際と、必要に応じて警察・SW・その他が情報を共有し対応を協議する Strategy Discussion が行われることを確認した。また Forensic interview を行う部署（施設）へ訪問し、その動きの実際について視察した。ついで、レスター州の経験豊かな SW（児童保護部の経験や Child Protection Conference の議長経験がある）への聞き取りからは、DSL 制度ができる前後では、学校と児童福祉部局の連携の状況には大きな違いがある事、すなわち DSL 制度が機能するようになってから学校と福祉の連携がスムーズになった事が確認された。

イーストサセックス州では、子ども家庭に関する相談対応体制として、イーストボーンで独自に導入しているシステム（SPOA - Early Help - MUSH）に関する聞き取りを行った。このシステムは、子どもに関する全ての相談をまず一元的に受け、段階的に振り分けて支援に繋いでいくものであるが、DSL が Child Protection（疑い含む）案件として通告する場合は、初めから MUSH へ連絡することである。また、アルコールや薬物乱用等の保護者への支援は、MUSH から当該の組織へ紹介される等、包括的な相談支援体制が組まれていた。さらに支援ニーズと重篤度を判断する指標として用いられている「Continuum of Need」の聞き取りも行った。

ブライトンの児童保護を担当する機関（日本の児童相談所）では、学校（DSL）との連携の実際や、性的虐待事案への対応手順に関する聞き取りを行った。

#### Looked after children への支援

イギリスでは、in care になった子どもの大半は里親養育という現状がある。一方、日本の現状として、その受け皿は児童養護施設が担っていることが多いため、レスター州で 1 か所ある「子どもの家」を訪問し、入所児童の現状や課題等に関する聞き取りを行った。そこには思春期年齢の子どもが生活しており、子どもの抱える課題への心理社会的アプローチを行いながら自立支援に取り組んでいた。その際、学校との連携が必須で、ケース担当の SW と協働で取り組むとのことであった。

Keeping Children Safe in Education 2018 には Looked after children への支援に関する項があり、学校の責任者は Looked after children の教育向上を促進するために designated teacher を指名しなければならないと記載されている。今回は designated teacher の実態や連携等の詳細は把握できていないが、このことは日本の学校教育の中でも大きな課題となっており、今後の研究が必要なテーマである。

#### （６）国内調査

逆境的环境で育ったことに起因する愛着障害やトラウマを抱えた子どもへの学校

教育を充実する示唆を得るために、複数の児童心理治療施設付設学校教員への聞き取り調査を行った。

分析から、被虐待児教育を充実するには被虐待児の特徴とそれに合わせた対応が必要であるが、現状としてはマンパワーや教育設備の不足、施設内学級特有の困難さ等があり、それらの課題の背景には、事例を理解し教育する研究の不足、教育行政における児童心理治療施設付設学校の位置づけの曖昧さ、教員養成課程での福祉教育の不足、福祉との連携（措置と教育）の問題が挙げられた。

上記は、付設学校教育の充実のみならず、地域の学校でも増加している逆境的環境で育った子どもの教育を充実する際の方向性を示している。

#### (7) 国際シンポジウム・国際セミナー

イギリスレスター州から教育関係者を招聘して、国際シンポジウムの開催（日本子ども虐待防止学会第22回学術集会）と、教員を対象とした国際セミナーを行った。国際シンポジウムでは、「チームとしての学校」構想の中で、学校における虐待対応体制の整備の方向性として「教員であるコーディネーター」が存在し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと協働する体制が必要であることが論議され、参照事例としてイギリスにおける「DSL制度」の有用性を紹介した。

#### <引用文献>

Department for Education, Keeping children safe in education-Statutory guidance for schools and colleges, september, 2018, 2018年4月3日取得

岡本 正子、中山 あおい、学校における子ども虐待問題への新たな支援に向けてー「チーム学校」での教師の役割と地域連携の視点を考える、子どもの虐待とネグレクト、19巻12号、2017、200 - 210

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

岡本 正子、中山 あおい、学校における子ども虐待問題への新たな支援に向けてー「チーム学校」での教師の役割と地域連携の視点を考える、子どもの虐待とネグレクト、査読無、19巻12号、2017、200 - 210

北口 和美、岡本 正子、「子ども虐待防止の実践力」を育成する養護教諭養成教育の検討 養護教諭と教諭の子ども虐待対応の比較を通して、日本養護教諭教育学会誌、査読有、Vol.20, No.1, 2016. 39-52

山崎 洋子、「教育史研究と教師の教養形成 イギリス教育史家の省察に学ぶ」、教育史学会『日本の教育史学』、査読無、Vol. 58, 2016、140-144.

二井 仁美、虐待対応のための人材育成：教員養成の課題 「教育と福祉の谷間」

に架け橋をー、CAP ニュース、社会福祉法人子ども虐待防止センター、査読無、第96号、2015、7-10

〔学会発表〕(計4件)

平岡 篤武他、被虐待児教育における現状と課題 児童心理治療施設併設学校における教員への面接調査から、日本子ども虐待防止学会第23回学術集会、2017

岡本 正子、中山 あおい、学校における子ども虐待問題への新たな支援に向けてーチーム学校での教師の役割と地域連携の視点を考える、日本子ども虐待防止学会第22回学術集会、2016

岡本 正子、教育と子ども虐待 現状と今後を見据えて、児童虐待防止全国ネットワーク第21回シンポジウム、2015

二井 仁美、子ども虐待における教育の役割 教員養成の視点からー、児童虐待防止全国ネットワーク第21回シンポジウム、2015

〔図書〕(計1件)

岡本 正子、晃洋書房、児童虐待、(西尾祐吾修、子ども家庭福祉論第3版)、2017、171-186

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡本 正子 (OKAMOTO Masako)

大阪教育大学・学校危機メンタルサポートセンター・研究員

研究者番号 50379319

(2) 研究分担者

中山 あおい (NAKAYAMA Aoi)

大阪教育大学・グローバルセンター・准教授  
研究者番号 00343260

二井 仁美 (NII Hitomi)

北海道教育大学・教育学部・教授

研究者番号 50221974

山崎 洋子 (YAMASAKI Yoko)

福山平成大学・福祉健康学部・教授

研究者番号 40311823

平岡 篤武 (HIRAOKA Atsutake)

常葉大学・教育学部・教授

研究者番号 90749938

菱田 準子 (HISHIDA Junko)

立命館大学・教職研究科・教授

研究者番号 00726440

(4) 研究協力者

椎名 篤子 (SHIINA Atsuko)

西田 泰子 (NISHIDA Yasuko)

堤 裕史 (TSUTSUMI Hiroshi)